

レンタル利用規約

レンタル利用規約（以下「本規約」という）は、株式会社イズミセ（以下「当社」という）の提供するワインセラー（以下「商品」という）のレンタルサービスである「初めてのワインセラーと過ごす1年間プラン」（以下「本サービス」という）に関する利用条件を定めるものです。本サービスを利用するお客様（以下「お客様」という）は、本規約及びセラー専科「ご利用規約」に同意するものとします。

なお、本規約とセラー専科「ご利用規約」の内容が異なる場合又は矛盾する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

• 第1条（レンタル契約の成立）

1. 当社は、お客様に対し、本規約に記載する条件及びセラー専科のWEBサイト上に記載の条件で商品をレンタルいたします。
2. お客様は、本規約の内容を確認し承諾の上、当社の定める所定の手続きに従って、当社に対してレンタル利用の申込みを行い、当社が承諾することをもってレンタル契約が成立します。なお、レンタル契約には当社所定の審査があり、審査の結果、ご利用いただけない場合があります。

• 第2条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、商品がお客様に届いた日から12ヶ月間とします。
2. お客様の都合でレンタル契約を中途解約された場合であっても、レンタル期間の残りの期間分のレンタル料金をお支払いいただきます。

• 第3条（レンタル料金）

1. レンタル料金は、商品ごとにセラー専科のWEBサイト上に記載されたとおりとします。
2. レンタル料金はレンタル契約の成立後、当社の指定する所定の方法によりお支払いいただきます。

• 第4条（商品の引渡し等）

1. お客様より第1回のレンタル料金のご入金確認後、速やかに商品をお客様に発送いたします。商品の配送・開梱・設置は、全て当社の指定業者が行ないます。
2. お客様は、当社からの商品を受領後、直ちに検査を行い、商品の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能を含み、総称して以下「商品の品質等」という）がレンタル契約の内容に適合していることを確認するものとします。
3. 前項の検査の結果、商品の品質等がレンタル契約の内容に適合していないこと（以下「商品の品質等の不適合」という）が判明した場合には、お客様は直ちに当社にその旨通知するものとします。この場合、当社は、当社の選択により、同種同等の代替品を発送するものとし、お客様がこれらを受領した場合、お客様は前項の規定に従い、検査を行うものとします。お客様は、商品の品質等の不適合があった物件（数量不足を除きます）については、遅滞なく、当社が指定する場所に返品するものとします。
4. お客様が、第2項又は第3項の搬入後3日以内に商品の品質等の不適合が存していることを当社に通知しなかった場合には、商品は正常な性能を備えた状態で商品の受領日をもって、お客様に引き渡されたものとみなします。
5. 天災地変、戦争、運送中の事故、労働争議、法令の改廃その他の不可効力ならびに当社に故意又は重大な過失が認められない事由によって、商品の引渡しが遅延し、又は不能になったときは、当社は、一切責任を負わないものとします。
6. お客様が正当な理由なくして商品の受領を拒んだときは当社は、直ちにこの契約を解除することができ、かつ、お客様に対し損害賠償を請求できるものとします。

• 第5条（商品の利用）

1. お客様は、レンタル期間中、取扱説明書及び商品を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用するものとします。
2. お客様は、商品が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つよう保守、点検、整備を自ら行うものとし、お客様の故意又は過失により、商品が損傷を受けたときは、その原因のいかんを問わず修繕、修復を行い、その費用一切を負担するものとします。この場合、お客様は、本項の義務の履行に要した一切の費用の償還等を当社に請求することはできないものとします。

• 第6条（所有権の表示）

1. 当社は、商品に当社の所有権を明示する標示、標識などを設置ないし貼付することができるものとします。また、お客様は、当社から要求があったときは、前記の標示、標識などを設置ないし貼付するものとします。
2. お客様は、商品の返還までの間、前項の状態を維持するものとします。

• 第7条（禁止行為等）

1. お客様は、商品を第三者に譲渡したり、担保に差入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為をしないものとします。
2. お客様は、当社の事前の書面による承諾を得なければ、つぎの行為をしないものとします。
 - ① 商品を他の不動産、動産に付着させること
 - ② 商品について、改造、改装、加工等の原状を変更すること
 - ③ 商品を第三者に転貸すること
 - ④ レンタル契約にもとづくお客様の権利、地位を第三者に譲渡等すること
3. 商品に付着した動産の所有権は、当社が書面によりお客様の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で当社に帰属するものとします。
4. 第三者が商品について権利を主張し、保全処分や強制執行などにより当社の所有権を侵害するおそれがあるときは、お客様は直ちに当社に通知するとともに、商品が当社の所有であることを主張証明して、その侵害防止に努めるものとします。

• 第8条（商品の使用に起因する損害）

1. 商品自体又は商品の設置、保管、使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、お客様の責任と負担で解決するものとします。
2. 前項の場合において、当社が賠償の支払いを余儀なくされた場合、お客様は当社の損害を補償するものとします。

• 第9条（商品の滅失・損傷）

1. 商品の引渡しからその返還までに、お客様の故意又は過失により、商品の全部又は一部が滅失若しくは損傷した場合又は商品を使用及び収益することができない期間（物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない）が生じた場合、レンタル料金の支払額の全部又は一部の減額は生じないものとし、お客様は当社に対し、商品の修補、代替物の引渡し、レンタル料金の支払拒否、減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできないものとします。また、この場合において、お客様がレンタル契約にもとづくお客様の目的を達成することができない場合であっても、お客様はレンタル契約を解除することはできないものとします。
2. 商品の引渡しからその返還までに、お客様の故意又は過失により、商品が滅失、盗難又は損傷して修理不能となったときは、お客様は当社に対し、書面での旨を通知し、商品滅失等以降のレンタル料金の支払いに代えて、損害賠償として、代替物件の購入代価相当額を当社に支払うものとします。
3. 前項の場合において、商品が残存しているときは、お客様は、当社の指示に従い、商品を当社又は当社の指定した者に返還するなどの処理をお客様の責任と負担で行うものとします。
4. 第2項の支払いがなされたとき、レンタル契約は終了するものとします。

• 第10条（解除）

お客様が次の各号の一つにでも該当したときは、当社は、通知、催告を要せず、レンタル契約を解除することができるものとし、この場合、お客様は、当然に期限の利益を喪失するものとし、当社に対して、直ちに未払いの残レンタル料金を一括して支払うとともに、商品を当社に返還するものとします。

- ① レンタル料金の支払いを1回でも怠ったとき。
- ② 小切手若しくは手形の不渡り又は電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときその他支払いを停止したとき
- ③ 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、又は民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他債務整理、事業再生にかかる類似の手續開始の申立があったとき
- ④ 事業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
- ⑤ 事業の全部又は重要な一部の譲渡し、その他資産、信用若しくは事業に重大な変更を生じ、あるいはその決議をし、又は経営が相当悪化し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- ⑥ 商品について必要な保存行為をしないとき。
- ⑦ 本約款の条項の一つにでも違反し、当社がその違反の是正を催告したにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき。
- ⑧ お客様が第15条による通知を怠ったこと等により、当社においてお客様の所在が不明となったとき。

• 第11条（遅延損害金）

甲は、レンタル料金その他レンタル契約に基づく金銭の支払いを怠ったときには、支払うべき金額に対し支払期日翌日からその完済にいたるまで、年14.6%の割合（1年に満たない端数期間については、1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を乙に支払うものとします。

• 第12条（期間満了による返却又は買取）

1. お客様は、レンタル期間の満了後に、商品の返却又は当社の指定する方法により算出された残価による買取のいずれかを選択し、所定の方法により当社に通知するものとします。
2. 商品の返却を選択したにもかかわらず、レンタル期間の満了日までに商品を返却しない場合、商品の返還に至るまで日割レンタル料金相当額の倍額の使用損害金を支払うものとします。
3. 商品の買取を選択した場合、当社の指定する方法により、残価を支払うものとし、残価の支払いをもって、商品の所有権がお客様に移転するものとします。

• 第13条（契約終了による返却）

1. レンタル契約が解約により終了したとき又は当社がレンタル契約を解除したときは、お客様は、商品の引渡し完了後に生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた損耗ならびに経年劣化を除きます）を、直ちにお客様の負担で原状に回復したうえで、当社の指定する場所に送付して商品を返還するものとします。また、通常の使用による損耗を超える過度の損耗のため修理を必要とする場合には修理に要する費用をお支払いいただきます。
2. 商品の返還を遅滞した場合、お客様は返還完了までの遅延日数に応じた日割レンタル料相当額の倍額の使用損害金を当社に支払うものとします。
3. お客様が商品の返還を遅滞した場合において、当社又は当社の指定した者による所在場所からの商品の引揚げについて、お客様は、これを妨害したり、拒んだりすることはできないものとします。この場合、取外し費用、運搬費用及び返還された商品が損傷等により原状と異なる場合における修理修復費用はお客様の負担とします。

• 第14条（通知義務）

お客様は、氏名、名称若しくは商号あるいは会社の組織、種類を変更したとき、本店所在地、住所を移転したとき、代表者を変更したとき、事業の内容に重要な変更があったときは、当社所定の方法により当社に通知するものとします。

• 第15条（秘密保持）

1. お客様は、レンタル契約に関連して当社から開示された営業上の秘密情報を第三者に公表し、又は漏らしてはならないものとします。
2. 前項の規定は、レンタル契約が終了した後3年間適用されるものとします。

• 第16条（本サービスの変更・終了・停止等）

1. 当社は、本約款又は法令で禁止される場合を除き、当社の都合により、本サービスの提供又は運営を停止、利用制限、変更又は終了することができるものとします。
2. 当社は、理由のいかに拘わらず、通知なしにいつでも本サービスの全部又は一部を変更する権利を留保できるものとします。
3. 当社は、本サービスの提供又は運営を終了する場合、当社は、当社が適当と判断する方法で、お客様にその旨通知いたします。ただし、緊急の場合はお客様に通知を行わないことがあります。
4. 本条により、本サービスの提供が終了した場合であっても、お客様は本約款に基づく既発生の債務を免れるものではありません。
5. 当社は、次の各号の事由が生じた場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を一時的に中断することができるものとします。
 - ① 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関するメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
 - ② アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - ③ お客様のセキュリティを確保する必要があるが生じた場合
 - ④ 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - ⑤ 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - ⑥ 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
 - ⑦ 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
 - ⑧ その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合
6. 当社は、本条に基づき当社が本サービスの提供又は運営の停止、利用制限、変更又は終了を行ったことによりユーザーに損害が生じた場合でも、当社はいかなる責任も負わないものとします。

• 第17条（損害賠償）

1. お客様による本規約反行為その他本サービスの利用に起因して、当社に直接又は間接の損害が生じた場合（当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます）、お客様は、当社に対し、その全ての損害（弁護士等専門家費用及び当社において対応に要した人件費相当額を含みます）を賠償するものとします。
2. 本サービスの利用に関連してお客様及び第三者が被った損害につき、当社が、軽度の過失による債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合には、当社は、お客様及び第三者に現実発生した直接かつ通常の損害に限り、これを賠償する責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害（損害の発生を予見し又は予見し得た場合を含みます）については、責任を負わないものとします。

• 第18条（反社会的勢力の排除）

1. お客様自ら及びそれぞれの役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（総称して、以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ その他暴力団員等との間に社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客様自ら又は役員若しくは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、乙の信用を毀損し、乙の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. お客様自ら又はそれぞれの役員が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に反する事実が判明したときは、当社、催告を要しないで通知のみでこの契約を解除できるものとします。この場合、お客様は本約款の規定に従い商品を当社に返還するものとします。
4. 前項にもとづく解除により、お客様又は当該役員に損害が生じた場合といえども、当社は一切責任を負わず、また、当社に損害が生じた場合には、お客様がその損害を賠償する責任を負うものとします。
5. 第1項又は第2項に違反する事実が判明したときは、お客様は直ちに当社に通知するものとします。

• 第19条（合意管轄）

お客様は、レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

• 第20条（本規約の改訂又は変更）

当社は、次に掲げる場合には、お客様の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができます。変更後はレンタルの全ての条件について変更後の規約が適用されます。なお、本規約の変更をするときは、効力発生前に、当社ホームページに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期などを掲載します。

- ① 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき
- ② 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2024年10月21日 制定